

資料 1

5 産労農水第 156 号

東京海区漁業調整委員会

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する第 42 条第 3 項及び同条第 5 項並びに同法第 58 条において読み替えて準用する第 46 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年漁期における中型まき網漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間を別紙のとおり定めることについて、貴委員会の意見を求める。

令和 5 年 4 月 6 日

東京都知事 小池百合子
(公印省略)

別紙

中型まき網漁業

1 制限措置

- (1) 漁業種類は、中型まき網漁業とする。
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、4隻とする。
- (3) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数は、5トン以上15トン未満とし、許可証に記載された総トン数とする。
- (4) 推進機関の馬力数は、定めなしとする。
- (5) 操業区域は、大島近海漁場（大島町、利島村、新島村、神津島村の地先海面（銭州を含む））とする。
- (6) 漁業時期は、周年とする。
- (7) 漁業を営む者の資格は、大島支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が大島支庁管内にある者であること（共同経営体である場合には、共同経営体を構成する全ての者が大島支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が大島支庁管内にある者であること）。

2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和5年4月25日から同年5月24日までとする。

3 許可等の基準

別添「令和5年漁期における中型まき網漁業の許可及び起業の認可方針（案）第3の5」のとおり。

4 許可の有効期間

許可の有効期間は、令和5年6月1日から令和8年5月31日までとする。